事業者用
太陽光発電設備補助制度

受付期間延長しました

産業部門及び民生業務部門における地球温暖化防止を
図るため太陽光発電設備の設置費用を一部補助します。

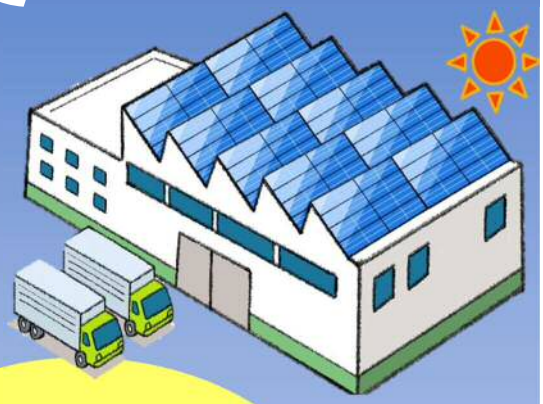

太陽光発電設備のメリット

CO2削減で
脱炭素経営に

電気代節約により
光熱費の削減

**災害に
備えられる**

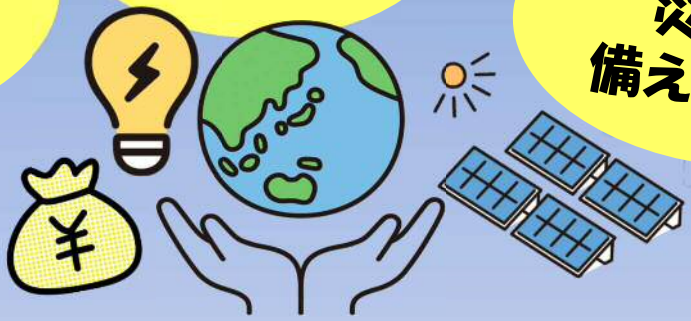

申請期間

令和6年6月3日(月)～令和7年2月28日(金)※延長しました

補助金額	募集件数	予算額
上限100万円 ・発電出力(kW)×2万円 ・補助対象経費の2分の1 いずれか低い方	約８件	800万円

対象者

(1) 東大阪市内に所在する工場、店舗、事務所等に対象設備を設置する法人又は個人事業主。
(2) 対象者が対象設備を購入し、所有すること。
(3) 令和7年3月13日(木)までに対象設備の設置を完了していること。※難しい場合は相談ください。
(4) 補助金申請時において、市税を滞納していないこと。　など

申請方法

東大阪市電子申請システムにて
※東大阪市電子申請システムで申請できない方は、環境部環境企画課までご相談ください。

申請はこちらから

問い合わせ先

東大阪市環境部環境企画課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL：(06)4309-3198　FAX：(06)4309-3829
E-mail：kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp

補助金に関する詳しい情報はこちら

補助金交付手続きの流れ

設置業者	申請者	東大阪市
設置工事に係る契約		
	補助金申請（工事着工の原則30日前まで）※	受付・審査（約1カ月）
設置工事着手	交付決定通知受領	交付決定通知
※交付決定内容を変更・中止する場合	変更・中止申請	変更・中止申請受領
	変更・中止申請結果通知受領	変更・中止申請結果通知
設置完了	実績報告（設置完了から原則30日以内）	受付・審査（約1カ月）
	交付額確定通知受領	交付額確定通知
	交付請求（交付額確定通知受領後原則30日以内）	補助金支払い（請求後30日以内）
	補助金受領	

トラブルにご注意ください！

売電収入についての過剰又は不正確な説明や、今すぐ契約しないと補助金が受けられないなど、契約を急がせる、お得感の強調、長時間にわたる勧誘等の販売に関するトラブルが増加しています。補助金、発電量、売電量などについて、自ら情報収集をするとともに、契約の際は複数の業者から見積りを取るなどし、納得できる業者と契約をしてください。

※申請期間に間に合わない、原則30日前の申請や3月13日までの設置が難しい場合も一度ご相談ください。